

議案第 6 3 号

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 2 日

(提出者)

世田谷区教育委員会

教育長 知久 孝之

(提案説明)

「区立幼稚園集約化等計画」に基づく施設改修工事に伴う一時移転のため、令和 5 年第 3 回区議会定例会において世田谷区立学校設置条例の一部を改正し、世田谷区立桜丘幼稚園の位置を変更した。その施行期日を定めるため、世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定する必要があるので、本案を提出する。

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

世田谷区立学校設置条例の一部を改正する条例（令和5年9月世田谷区条例第58号）の施行期日は、令和8年4月1日とする。